

社会福祉法人鹿児島市身体障害者福祉協会 役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 鹿児島市身体障害者福祉協会の理事、監事、評議員及び利用者の相談・苦情解決委員の第三者委員（以下「役員等」という。）に対する報酬等及び費用弁償について定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 法人運營業務に常勤して従事する理事に対する報酬の額は、月額 180,000 円とする。

2 前項の理事に、給与規程（正職員）を準用し期末手当、通勤手当を報酬として支給することができる

(費用弁償の額)

第3条 役員等が会議等に出席した場合の費用弁償の額は、別表のとおりとする。

第4条 理事長、副理事長、常務理事が公務で出張したときは、旅行費用の半額を費用弁償として支給する。

(改正)

第5条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成24年 4月 1日より適用する。

附 則

1 この規程は、平成24年 4月 1日より改正施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年 4月17日より改正施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日より改正施行する。

別表

役員等の費用弁償

会 議 名	費用弁償の額	備 考
理事会	日額 3,000円	
評議員会	日額 3,000円	
評議員選考・解任委員会	日額 3,000円	
監査	日額 10,000円	指導監査等出席(終日)も同じ
各部・支部長会議等	日額 2,000円	
内部監査	日額 5,000円	
利用者の相談・苦情 解決に関すること	日額 3,000円	

ただし

理事長・職員の役員等が勤務時間内の会議に出席する場合は、費用弁償は支給しない。
市外に居住する役員等が、フェリーを利用する場合は、渡船料を費用弁償として支給する。